

R 6 年 8 月 3 日

南箕輪村議会議長 様

提出者名 笹沼 美保

議員研修・議員視察結果報告書

研修名または視察テーマ	議員のためのハラスメント防止研修
研修・視察実施場所	村役場 第1委員会室
研修・視察の期間	R 6 年 7 月 17日
研修・視察の成果等	講師：公務員向けのハラスメント防止や人材マネジメントに関する著書を数々手掛けている、一般社団法人公務員研修協会代表理事 高嶋直人氏 ・議員に求められるコンプライアンスから話が始まったが、「コンプライアンス＝法令順守ではない」との説明があり、衝撃を受けた。コンプライアンスに本来の意味は「使命、責任に忠実であること」であり、消極的倫理と積極的倫理がある中で、『積極的倫理までがコンプライアンスである』との説明に納得し、ここまで理解している人がどれだけいるだろうと感じた。パワハラは2001年にできた日本語であり、パワハラは日本にしかなく、日本の雇用慣行に深く根差した問題であるということを知り、これにも妙に納得してしまった。地方議会議員は特別職の公務員であり、民間以上に高い倫理観が求められることを再確認するとともに、議会として自浄作用を図る取り組みは欠かせないと感じた。

※研修・視察終了後、議長または委員長が定めた期日までに提出すること。